

昭和五十二年十一月二十五日 参議院会議録第十二号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とチェコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求める件

一一四

の国の企業が相手国で事業を営む場合の利得に対する相手国の課税基準、船舶及び航空機の運用利得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税減免、短期滞在者、政府職員等の受け取る報酬、給付等に対する滞在地国の課税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内法令に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約の締結により、両国間の経済的及び文化的交流は一層促進するものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とチェコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
昭和五十二年十一月十八日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とチェコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
昭和五十二年十一月十八日

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

この条約の対象である租税は、次のものとす

- (a) 日本国においては、
(i) 所得税
(ii) 法人税
(iii) 住民税
(iv) (以下「日本国」の租税」という。)
- (b) チェコスロヴァキアにおいては、
(i) 利得税
(ii) 賃金税
(iii) 文学上及び美術上の活動から生ずる所得に対する租税
(iv) 農業税
(v) 住民所得税

- (vi) 家屋税
(vii) (以下「チェコスロヴァキアの租税」という。)

- (viii) この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するものについても、また、それが適用する。両締約国が権限のある当局は、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

- (i) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国は、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (ii) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (iii) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (iv) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (v) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (vi) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (vii) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (viii) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

る個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

3 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる者で個人以外のものは、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 管理所
(b) 支店
(c) 事務所
(d) 工場
(e) 作業場
(f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
(g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月を超える期間存続するもの

- (h) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

- (i) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (j) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (k) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (l) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

- (m) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国及びチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約による二重課税の回避のための日本国とチエコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約について承認を求めるの件

に関連して組立ての工事を行うこと。

一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わって行動する者（5の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。）であつて、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使するものは、当該一方の締約国内の恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人でこれらの人者としての業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つているという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国内の居住者である法人若しくは他方の締約国内で恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事業のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることはならない。

第六条

不動産から生ずる所得に対するは、当該不動産が存在する締約国において租税を課すことができる。

「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附屬する財産、農業又是林業に用いられている家畜類及び設備、不動産用益權並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（その金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他

に關連して組立ての工事を行うこと。

一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わって行動する者（5の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。）であつて、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使するものは、当該一方の締約国内の恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人でこれらの人者としての業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つているという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

一方の締約国の企業の利得に対するは、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行つ場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対するのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経費及び一般管理費を含む費用でその恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか他の場所において生じたかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行われている場合には、その締約国が

のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行つために使用される不動産から生ずる所得についても適用する。

第七条

一方の締約国の企業の利得に対するは、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設に帰せられる部分に対するのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、次のものを超えないものとする。

(a) 当該配当の受領者が、当該配当の支払に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五ペーセントを所有する法人である場合に、当該配当の金額の十ペーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五ペーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の特分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内にその配当の支払の基団となつた株式その他の持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しないための方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法

のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行つために使用される不動産から生ずる所得についても適用する。

5 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについては、正當な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

1 第八条

一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対するは、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対するは、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

3 第九条

一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(a) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

4 1及び2の規定は、一方の締約国が

この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の特分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内にその配当の支払の基団となつた株式その他の持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しないための方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法

は、その方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対するは、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

10 第十条

一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その他のすべての場合には、当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部を当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に對していかなる租税をも課すことができず、また、当該留保所得に対しても留保所得税を課すことができない。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）当該他方の締約国の中銀行若し行又はその政府が所有する金融機関によって保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 この条において、「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びこのような債権について償還された金額のうち融通された金額を超える部分並びにその他の所得でそれが生じた締約国の税法上貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者がある利子の受領者が、その利子の生じた他方の締約国内にその利子を生じた債権と實質的に關係する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

第十三条

6 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

7 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十四条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

2 (a) 工業的使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントを超えないものとする。

第十六条

(b) 文化的使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国において租税を免除する。

3 (a) 2において、「工業的使用料」とは、特許権、商標権、意匠、模型、圖面、秘密方式若しくは秘密工程の使用者として使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学术上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学术上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

4 2において、「文化的使用料」とは、文学上、美術上又は学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権の使用又は使用的権利の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

第十七条

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者である場合に、

第十八条

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その關係がおいてのみ租税を課することができる。その者

がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

一方の締約国の居住者が他方の締約国居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しても、当該他方の締約国において租税を課すること

きる。

3 (c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されないこと。
1 及び 2 の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することがで

(a) その報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定
が適用される場合を除くほか、一方の締約国
の居住者が勤務について取得する給料、賃金その
他のこれらに類する報酬に対しては、その勤務が
他方の締約国内で行われない限り、当該一方の
締約国においてのみ租税を課することができ
る。勤務が他方の締約国内で行われる場合に
は、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該
他方の締約国において租税を課すことができ

第十五条

「自由職業」には、特に、学术上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

卷之三

第十七

公共団体によつて支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においては、

は適用しない

たために行われる研究から生ずる所得について

1 第十四条及び第十五条の規定にかかるわらず、
演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳

(b) 公共団体によつて支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
もつとも、当該役務が他方の締約国において

は、適用しない。

(i) て提供されかつ、そのような報酬の受領者が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対してもは、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(ii) 当該他方の締約国の国民

(iii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の
帝國四ヶ居主等によつて告ぐるゝもつ

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育は訓練のために受け取る給付又は所得について、当該一方の締約国の中税を免除する。ただ給付については、それが当該一方の締約国外に支払われるものである場合に限るものとし、は、適用しない。

2 芸能家又は運動家のその者としての個人的活動を行われる場合には、その所得についても、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

(a) 締約国の居住者とかつてかたしもの
一方の締約国又はその地方公共団体に提供
される役務につき、個人に対し、当該一方の
締約国若しくはその地方公共団体によつて支

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の
術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在
する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締
約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方
の締約国の居住者であつたものがその生計、教育
は訓練のために受け取る給付又は所得について
、当該一方の締約国の中税を免除する。ただ
、給付については、それが当該一方の締約国外
へ支払われるものである場合に限るものとし、
得については、それが当該一方の締約国内で提
される人的役務について受け取るものであつ
一課税年度において六十万円又はチニッコス

(b) 払われ、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が拠出した基金から支払われる。退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

もつとも、そのような退職年金の受領者が他方の締約国の国民であり、かつ、当該他方の締約国の居住者である場合には、その退職年金にかかる租税は、当該他方の締約国において課せられるべきである。

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の藝術的経験を習得するため一方の締約国内に常住する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国居住者であつたものがその生計、教育は訓練のために受け取る給付又は所得について、当該一方の締約国の租税を免除する。ただ給付については、それが当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限るものとし、得については、それが当該一方の締約国内で提示される人的役務について受け取るものであつて、一課税年度において六十万円又はチニッコスマック・キア・クラウンによるその相当額を超えないものである場合に限る。

第二十二条

一方の締約国居住者の所得で前諸条に明文の定がないものに対しては、当該一方の締約国にてのみ租税を課することができる。

第二十三条

3 年金に対しては、当該地方の締約国においてのみ租税を課することができる。
一方の締約国又はその地方公共団体が行う営業又は事業に関連して提供される役務につきま
だ扱われる報酬及び退職年金については、第十五
条から前条までの規定を適用する。

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の
術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在
する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締
約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方
の締約国の居住者であったものがその生計、教育
は訓練のために受け取る給付又は所得について
、当該一方の締約国の租税を免除する。ただ
、給付については、それが当該一方の締約国外
から支払われるものである場合に限るものとし、
得については、それが当該一方の締約国内で提
される人的役務について受け取るものであつ
、「一課税年度において六十万円又はニニッコス
ヴァキア・クラウンによるその相当額を超えない
ものである場合に限る。

第二十二条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に明文の
定がないものに対しては、当該一方の締約国に
いてのみ租税を課することができる。

第二十三条

(2) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つ
て両締約国において租税を課される所得を
チエック・クロヴァ・キアにおいて取得するとき
は、その所得について納付されるチエック・コス

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

1 第二十条 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を離れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教員又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者である者は、この規定による

第二十一条 第二十二条 第二十三条

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の
術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在
する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締
約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方
の締約国の居住者であつたものがその生計、教育
は訓練のために受け取る給付又は所得について
当該一方の締約国の租税を免除する。ただ
給付については、それが当該一方の締約国外
支払われるものである場合に限るものとし、
得については、それが当該一方の締約国内で提
される人的役務について受け取るものであつ
一課税年度において六十万円又はチエックス
ヴァキア・クラウンによるその相当額を超えた
ものである場合に限る。

第十九条

1(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又はその地方

2 1の規定は、主として特定の者の私的利息の
に係る報酬につき、当該他方の締約国において
のみ租税を課することができる。

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の
術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在
する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締
約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方
の締約国の居住者であったものがその生計、教育
は訓練のために受け取る給付又は所得について
、当該一方の締約国の租税を免除する。ただ
し、給付については、それが当該一方の締約国外
から支払われるものである場合に限るものとし、
得については、それが当該一方の締約国内で提
される人的役務について受け取るものであつ
て、課税年度において六十万円又はニッコス
ヴァキア・クラウンによるその相当額を超えた
ものである場合に限る。

ロヴァキアは、(1)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。もつとも、チエコスロヴァキアは、その者、残余の所得に対する租税の計算に当たっては、その免除された所得についてその免除が行われないとしたならば適用されたであろう税率を適用することができる。

(2) チエコスロヴァキアの居住者が第十一条から第十二条まで、第十六条及び第十七条の規定に従つて日本国においても租税を課される所得を取得する場合には、チエコスロヴァキアは、日本国において納付される租税の額と等しい額をその者の所得に対する租税から控除する。ただし、その控除の額は、その控除が行われる前に算定されたチエコスロヴァキアの租税の額のうち、第十四条から第十二条まで、第十六条及び第十七条の規定に従つて日本国において租税を課された所得に対応する部分を超えないものとする。

(3) チエコスロヴァキアの国営企業が国家予算に納付する収益は、チエコスロヴァキアの租税とみなす。

(4) 第二十四条 一方の締約国の国民は、いざれかの締約国の居住者であるかどうかを問わず、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれより重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

一方の締約国が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国对企业に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状

況又は家族を扶養するための負担を理由として

自国の居住者に認める租税上の人的控除、救濟及び輕減を他方の締約国の居住者に認めることを義務づけるものと解してはならない。

(5) 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されてお

り若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

(6) 第二十五条 この条において、「租税」とは、すべての種類の税をいう。

(7) 第二十六条 1 この規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(8) (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 資業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することができる反するような情報を提供すること。

(d) 安孫子藤吉君登壇、拍手

日本国のために

鈴木文彦

千九百七十七年十月十一日にブラングで、英語

により本書二通を作成した。

1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令(当該国内法令に基づく課税がこの条約に適合する場合に限る。)を実施するために必要な措置を講じ、このようにして交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徵収に関する者(当局を含む。)以外のいかなる者(当局を含む。)にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 資業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することができる反するような情報を提供すること。

(d) 安孫子藤吉君登壇、拍手

日本国のために

鈴木文彦

千九百七十七年十月十一日にブラングで、英語

により本書二通を作成した。

以上の証拠として、下名は、このために正當に委任を受けて、この条約に署名した。

六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、双方の締約国において、その終了の通告を行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日以内に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

3 この条約は、批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することがで

可能である。この条約は、無期限に効力を有する。ただし、

○安孫子藤吉君登壇、拍手

御承知願います。

去る二十二日、質疑を終え、別に討論もなく、

第二十六条

第二十九条

採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定をいたしました。
以上御報告いたします。(拍手)
○議長(安井謙君) これより採決をいたします。
本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(安井謙君) 日程第二 航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長中尾辰義君。

審査報告書

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年十一月二十二日

法務委員長 中尾 辰義

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における航空機強取等事犯の実情にかんがみ、航空機の強取等の処罰に関する法律等関係法律につき所要の改正を行うことにより、これらの犯罪の未然防止を図ることにより、犯人に対する適正な科刑の実現を期するものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に伴い、ハイジャック等非人道的暴力行為の絶滅のため必要な諸般の行政措置を強化すべきであるが、特に次の諸事項について格段の努力をすべきである。

一、政府部内のハイジャック等非人道的暴力防止対策本部は、予想される非人道的暴力行為のすべてにわたり検討を行い、各省庁を指導して統

一的な運営を図り、適切な予防措置を講ずるとともに、緊急事態に応じ敏速に対処しうる体制を整備すべきである。

二、この種暴力行為の絶滅のために、警察、検察、運輸、外交等諸般の分野にわたる国際的相互協力を強化する必要にかんがみ、国内における国際的協力体制を整備するとともに、各国に對しても積極的に協力体制整備を求めるための努力をなすべきである。

三、ハイジャック防止に関する三國際条約に対し、未加盟国の加入を要請するとともに、今後、同条約の整備・改善並びに人質行為防止に関する国際条約の成立をめざして格段の努力をなすべきである。

四、逃亡犯人引渡し条約の締結国を拡大するごとにについて、なお、一層の努力をなすべきである。

五、国際刑事警察機構や在外公館、民間機関等の協力を得て、情報の収集を強化し、日本赤軍等過激派の捜査に特段の工夫をこらし、国外にあるすべてのハイジャック関係犯人の追及、逮捕引渡し等についての成果を期すべきである。

六、国際的司法互助の強化に努め、国際的な協力を促進するとともに、これに伴う国内法の整備

の実情にかんがみ、航空機の強取等の処罰に関する法律等関係法律につき所要の改正を行うことにより、これらの犯罪の未然防止を図ることにより、犯人に対する適正な科刑の実現を期するものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

送約款の安全管理条項の実施が国際的に見て、なお不十分な実情にかんがみ、各国に協力を要請して、すべての国際空港における右安全管理条項の完全実施を求め、もつて、安全検査体制を強化すべきである。

この間、日航等わが国の航空会社に対しては、ダブルチニックをはじめとする自主的防衛措置の整備に遺憾のないよう指導監督の徹底を図るべきである。

八、本法において加重された旅券發給制限については、その適用をハイジャック等非人道的暴力行為を行ふおそれのある該当者を対象とするものとして、いやしくも一般国民の渡航の自由を侵害すことのないよう、その運用につき特段の留意をなすべきである。

九、過激派によるハイジャック事件のみならず、内ゲバ事件や暴力團犯罪等国民生活の周辺に頻発する非人道的暴力行為に対する取締りの強化についてもこの際、検討を深めるべきである。

十、以上の各般の措置を実行するに当たつては、一般国民の基本的人権に不当な制限を与えることのないよう特に留意すべきである。

右決議する。

十一、航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十二年十一月十五日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十二年十一月十五日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十二年十一月十五日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十二年十一月十五日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十二年十一月十五日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十二年十一月十五日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

正
第一条 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の罪を犯した者が、当該航空機内にあらる者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は十年以上の懲役に処する。

第二条中「前条」の下に「第一項又は第三項」を加える。

(航空機の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第二条 航空機の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「二年」を「三年」に改める。

(第三条第一項中「この項において「を削る。」

第六条中「第四条」を「第五条」とし、第四条中「第七条」と、第五条を第六条とし、第四条中「及び前条第一項」を「第三条第一項及び前条」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の二条を加える。

第一条中「二年」を「三年」に改める。

「第十九条第一項」に改め、同条を第十九条の三とし、第十九条の次に次の二条を加える。

(返納に係る公告)

第十九条の二 外務大臣又は領事官は、前条第三項において準用する第十四条の規定により一般旅券の返納を命ぜる旨の通知（以下この条において「通知」という。）をする場合において、当該旅券の名義人の所在が知れないときは、他の通知をすべき書面を送付することができないやむを得ない事情があるときは、通知をすべき内容を外務大臣が官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。

2 外務大臣が通知をすべき内容を官報に掲載した場合においては、その掲載した日から起算して二十日を経過した日に、通知が当該旅券の名義人に到達したものとみなす。

3 外務大臣は、通知をすべき内容を官報に掲載したときは、遅滞なく、必要と認める地域に係る領事館の領事官に対しその旨を通報するものとし、当該通報を受けた領事官は、その所属する領事館の適当な場所に当該通報の内容を掲示するものとする。

第二十三条中「左の」を「次の」に、「一年」を「三年」に、「三万円」を「十万円」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

○中尾辰義君登壇 拍手
〔中尾辰義君登壇 拍手〕

につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
本法律案は、最近における航空機強取等の事犯の実情にかんがみ、航空機の強取等の処罰に関する法律等、関係法律につき、所要の改正を行うことにより、これらの犯罪の未然防止を図るとともに、犯人に対する適正な科刑の実現を期そうとするものであります。

その主な内容は、第一に、航空機の強取等の处罚に関する法律の一部を改正し、航空機を強取した者は十年以上の懲役に処すること、第二に、航空機を強取した者等が、当該航空機内にある者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすることが、または権利を行わないことを要求したときは、無期または有期懲役に処すること、第三に、航空機の強取の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律の一部を改正し、不法に業務中の航空機内に爆発物を持ち込んだ者は三年以上の有期懲役に処し、銃砲、刀剣類または火炎びんその他航空機の危険を生じさせるおそれのある物件を持ち込んだ者は二年以下の有期懲役に処すること、第四に、旅券法の一部を改正し、刑事訴追を受けている者等に対する旅券発給等の制限の対象となる罪の法定刑を長期五年以上から長期二年以上に改めること等であります。

委員会におきましては、参考人及び総理大臣を初め、政府当局に対し質疑を行つたほか、運輸委員会、交通安全対策特別委員会及び地方行政委員会、外務委員会との連合審査会を開くなど慎重に審査を行いました。
質疑の主な内容は、政府のハイジャック等防止対策について、日本赤軍対策、国際協力の推進、航空機搭乗の際のボディチェック等の安全検査の徹底等及び法律を改正して刑罰を強化することの実効性、旅券の発給の運用等、広範にわたります。が、その詳細は会議録に譲ります。

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員会長 鈴木省吾君。

○議長(安井謙君) 日程第三 砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案
日程第四 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員会長 鈴木省吾君。

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

一、費用を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、砂糖の安定供給、精糖業界の健全化及び国内産糖の需要の確保を旨として運用するとともに、次の事項の実現に努めるべきである。

一、砂糖の国際的な需給の動向に対処して、砂糖供給の安定性が確保されるよう、自給率の向上を基本とした諸施策を強力に進めること。

特に、甘味資源作物の生産・価格対策を拡充強化し、国内産糖業の健全な育成に努めて、生産農家の経営の安定を図ること。

二、本法の運用上重要な「砂糖の需給見通し」については、関係者の意見が十分反映されるよう構成された需給協議会を設置する等により、的確かつ適正な見通しの策定を期すること。

三、砂糖の各流通段階における今後の価格動向を正確に把握し、一般消費者及び関連事業者の利益が不正に損われないよう本法の適切な運用に努めること。

四、国際糖価の上昇により糖価安定事業團の機能が損われた場合、これに機動的に対処できる措置を検討すること。

五、中小精糖企業の業態にかんがみ、本法の運用とともに、粗糖の輸入に関する国際的協定の円滑な履行に資するため、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき糖価安定事業團が買入れる指定糖の売戻しについて、通常年における売戻しの数量等を超えた部分の売戻しを一年を超えない範囲内で延期することができる等の臨時特例

一、委員会の決定の理由
本法律案は、砂糖の適正な価格形成を図るために、粗糖の輸入に関する国際的協定の円滑な履行に資するため、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき糖価安定事業團が買入れる指定糖の売戻しについて、通常年における売戻しの数量等を超えた部分の売戻しを一年を超えない範囲内で延期することができる等の臨時特例

六、本法の施行に並行して、精糖業界の体質改善が行われるよう税制、金融等の措置を講じつて、関係商社等も含め、適切な指導を進めるこ

また、体質改善を進めるに際しては、業界段階における労使話し合いの場の設定、労働者の雇用の安定、労働条件の改善等について万全の指導を行うこと。
七、本法施行期間内に精糖業界が健全な基盤を醸成できるよう十分指導するとともに、本法失効後の態勢に遺憾なきを期すること。
右決議する。

砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年十一月二日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

(目的)
第一条 この法律は、内外の砂糖の需給事情等の変化に対処して砂糖の需給の適正化を図るために、砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第九号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案
砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売戻しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案
（元戻しの特例）
第三条 農林大臣は、前条の報告があつた場合において、申込数量が当該報告に係る者の最近における砂糖の製造事情等を考慮してもなお売戻し数量等からみて過大であると認められ、申込数量に相当する数量の指定糖の売戻しが行われるとすれば同条の農林省令で定める期間ごとの砂糖の需要量及び供給量の見通しに照らし砂糖の需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、事業団に対し、申込数量のうち売戻し数量等を超える数量の範囲内において農林大臣が定める数量の指定糖につき、売渡しの申込みを受けた日から起算して一年を超えない範囲内において農林大臣が定める期間を経過した日に法第九条第一項の規定による売戻しを行なうべき旨の命令をすることができる。ただし、次の一精製糖（甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二条第二項に規定する国内産糖を除く。）の価格が平均生産費を上回つて推移している場合
二 その命令をすることによつて一般消費者又は、指定糖（法第五条第一項に規定する指定糖）

（報告）
第一条 砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案
（元戻しの特例）
第三条 農林大臣は、前条の報告があつた場合において、申込数量が当該報告に係る者の最近における砂糖の製造事情等を考慮してもなお売戻し数量等からみて過大であると認められ、申込数量に相当する数量の指定糖の売戻しが行われるとすれば同条の農林省令で定める期間ごとの砂糖の需要量及び供給量の見通しに照らし砂糖の需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、事業団に対し、申込数量のうち売戻し数量等を超える数量の範囲内において農林大臣が定める数量の指定糖につき、売渡しの申込みを受けた日から起算して一年を超えない範囲内において農林大臣が定める期間を経過した日に法第九条第一項の規定による売戻しを行なうべき旨の命令をすることができる。ただし、次の一精製糖（甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二条第二項に規定する国内産糖を除く。）の価格が平均生産費を上回つて推移している場合
二 その命令をすることによつて一般消費者又は、指定糖（法第五条第一項に規定する指定糖）

（報告）
第一条 砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案
（元戻しの特例）
第三条 農林大臣は、前条の報告があつたときは、売渡しの価格とあるのは、「砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しの価格」とあるのは、「砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に付する罰則」である。

（審査報告書は都合により追録に掲載）
原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年十一月二十四日

2 事業団は、前項の命令があつたときは、売渡しの申込みに対する承諾を行なうに当たつて、その申込みをした者が同項の農林大臣が定める数量の指定糖につき同項の農林大臣が定める期間を経過した日に買戻さなければならぬ旨の条件を付するものとする。
3 農林大臣は、第一項の命令をした場合にはおいて、同項各号の一に該当することとなつたと認められるときは、同項の命令を取り消さなければならない。
4 農林大臣は、第一項の命令に係る指定糖につき、その全部又は一部を売り戻したとしても砂糖の需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、当該命令を取り消し、又は変更することができる。
5 事業団は、前二項の規定による命令の取消し又は変更があつた場合には、遅滞なく、第二項の条件を取り消し、又は当該変更の内容に従つて同項の条件を変更するものとする。

（附則）
第六条 第二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三条第一項の規定による農林大臣の命令（同条第四項の規定による命令の変更があつたときは、当該変更があつた後の命令）に違反した場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。
1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 この法律は、昭和五十五年九月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なお効力を有する。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する法律案

北洋における外國政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工品の原材料の供給事情の著しい変化に即応して行われる水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得で食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性及び水産加工品の原材料の供給事情の地域特性を考慮して政令で定める要件に該当するものに必要な長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものについては、次項の規定により定められる貸付けの条件に従い、国民金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれ、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第一項及び中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第二百三十九号）第十九条第一項に規定する業務の一部として貸付けを行い、農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項並びに附則第二十一条に規定する業務のほか、水産加工業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、貸付けの業務を行うことができる。

前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫がそれぞれ定める。第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二项第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「原材料の供給事情の変化に即応して行われる

行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律（昭和五十二年法律第一号。以下「臨時措置法」という。）と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「臨時措置法」と、同法第三十条第二項中「附則第二十三項並びに臨時措置法第一項」とする。

六条第二号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに臨時措置法第一項」とする。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り

この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り

この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り

この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り

この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り

この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り

この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り

この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り

この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り

しい悪化等に対処して、昭和五十七年度末までの間、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫から、水産加工施設の改良等に必要な資金を貸し付けようとするものであります。

委員会におきましては、水産加工金融の体系的整備、中小水産加工業の構造改善、水産加工技術の開発等について質疑が行われました。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（安井謙君） これより採決をいたします。

まず、砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案の採決をいたしました。

本法律案は全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（安井謙君） これより採決をいたします。

まず、砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案の採決をいたしました。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十二年十一月二十二日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

中小企業倒産防止共済法

中小企業倒産防止共済法

【審査報告書は都合により追録に掲載】

中小企业倒産防止共済法案

は、その者に対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で償還期日の翌日から四・六パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができ。事業団は、災害その他やむを得ない事由により共済金の貸付けを受けた者が共済金をその償還期日までに償還することができないと認めるときは、その償還期日を繰り下げることができる。

5 事業団は、共済金の償還期日後通商産業省令で定める期間を経過したのちなお償還を受けるべき共済金又は納付を受けるべき違約金があるときは、納付された掛金をもつて、その共済金の償還又は違約金の納付に充てることができ。

(解約手当金)

第十一条 共済契約が解除された場合において掛金が納付された月数が十二月以上であるときは、事業団は、共済契約者に解約手当金を支給する。

2 第七条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、通商産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 解約手当金の額は、次項の規定により算定される掛金総額に、掛金が納付された月数、共済契約の解除の事由等を基礎として政令で定める割合を乗じて得た額とする。

4 掛金総額は、共済契約の解除の時における納付された掛金の合計額から既に貸付けを受け又は受けたこととなつた共済金の額の十分の一に相当する額と既に前条第五項の規定により償還又は納付に充てられた額との合計額を控除した額とする。

5 事業団が共済契約者に解約手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金であ

つて償還期日を過ぎたもの、前条第三項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金若しくは解約手当金があるときは、事業団は、当該解約手当金の額からこれらの額を控除することができる。

(承継)

第十二条 共済契約者について、相続若しくは合併又はその事業の全部の譲渡しがあつたときは、その包括承継人又はその事業の全部の譲受人(以下「承継人等」という。)は、通商産業省令で定める期間内に事業団に申出をし、その承諾を得て、当該共済契約者の有していた地位を承継することができる。

2 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、前項の承諾を拒んではならない。

一 当該承継人等が中小企業者でないとき。
二 当該承継人等につき第三条第三項各号に掲げる事由があるとき。

3 第一項の規定による承継をした共済契約者につけ、掛金月額が二万円を超えることとなるときは、その掛金月額は、二万円とする。

4 第一項の規定による承継をした共済契約者につき、前条第四項の規定の例により算定される掛金総額が掛金月額(掛金月額の増加又は減少があったときは、その増加後又は減少後の掛金月額)の六十倍に相当する額に達している共済契約者は、通商産業省令で定めるところにより、事業団に通知して、掛金を納付しないことができる。

5 第九条第一項の規定により共済金の貸付けを受け、又は受けることとなつた共済契約者は、事業団の承諾を得て、当該共済金の償還に係る据置期間の範囲内の期間に限り、掛金を納付しれないことができる。この場合において、事業団は、その納付しないことにつきやむを得ない事情があると認めるときに限り、その承諾をするものとする。

(前納)

第十五条 事業団は、共済契約者が、その納付すべき月の前月末日以前にする掛金の納付(以下「掛金前納」という。)をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その掛金の額を減額することができる。

2 掛金前納がされた掛け金については、それぞれすべき各月の初日が到来した時に、それぞれの月の掛け金が納付されたものとみなす。

(掛金の納付)

第十四条 共済契約者は、第三項から第五項までに規定する場合を除き、共済契約が効力を生じ付期限までに納付しなかつたときは、その者に

た日の属する月から共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(共済契約が解除された日の属する月にあつてはその解除の日)における掛け金月額により、その月の末までに掛け金を納付しなければならない。

2 掛金は、分割して納付することができない。

3 共済契約者は、掛け金を納付することにより第十一條第四項の規定の例により算定される掛け金総額が掛け金月額(掛け金月額の増加又は減少があったときは、その増加後又は減少後の掛け金月額)の六十倍に相当する額に達している共済契約者は、通商産業省令で定めるところにより、事業団に通知して、掛け金を納付しないことができる。

4 第九条第一項の規定により共済金の貸付けを受け、又は受けることとなつた共済契約者は、事業団の承諾を得て、当該共済金の償還に係る据置期間の範囲内の期間に限り、掛け金を納付しれないことができる。この場合において、事業団は、その納付しないことにつきやむを得ない事情があると認めるときに限り、その承諾をするものとする。

(前納)

第十九条 共済金の貸付け、解約手当金の支給又は申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

(期間計算の特例)

第二十条 共済金の貸付けを受ける権利は五年間、掛け金の納付を受ける権利及び申込金の返還を受ける権利は二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(時効)

第二十一条 この法律の規定に基づき掛け金を納付した共済契約者については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものとする。

(検討)

第二十二条 小企業倒産防止共済制度に関する基本的事項は、少なくとも五年ごとに、中小企業倒産防止共済事業の収支状況及び利用状況の推移及び予想等を基礎として検討するものとする。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(所得税法の一部改正)
第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第七十五条第二項第一号中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改める。

別表第一第一号の表中小規模企業共済事業団の項を削り、中央労働災害防止協会の項の次に次のように加える。

中小企業共済事業団

小規模企業共済等に関する法律

(法人税法の一部改正)
第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中小規模企業共済事業団の項を削り、中央労働災害防止協会の項の次に次のように加える。

中小企業共済事業団

小規模企業共済等に関する法律(昭和四十年法律第一百二号)

(印紙税法の一部改正)
第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中小規模企業共済事業団の項を削り、中央漁業信用基金の項の次に次のように加える。

中小企業共済事業団

小規模企業共済等に関する法律(昭和四十年法律第一百二号)

(登録免許税法の一部改正)
第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
別表第三中十三の項を削り、十四の項を十三の項とし、十四の二の項を十四の項とし、十八の二の項の次に次のように加える。

<p>(行政管理庁設置法の一部改正) 第十二条 中小企業厅設置法(昭和二十三年法律第七十七条号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第十二号中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。</p> <p>(中小企業厅設置法の一部改正) 第十二条 中小企業厅設置法(昭和二十三年法律第八十三条号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第一項第四号の三の二中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。</p> <p>第四条第五項中「第四号の三の二」の下に「第四号の三の二」を加える。</p>	<p>十八の三 中小規 模企業共済等に 関する法律の登記 (昭和四十 年法律第百 二号)</p> <p>事業団</p> <p>土地の権利の 取得登記</p>
--	--

質疑を終わり、討論なく採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本案に対し、対馬理事より、各会派共同提案に係る中小企業共済事業団に対する国の助成措置の強化など四項目にわたる附帯決議案が提案され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(安井謙君) これより採決をいたします。

○謹長(安井謙君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○謹長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○謹長(安井謙君) この際、日程に追加して、特定不況業種離職者臨時措置法案(衆議院提出)

五十二年法律第二号による中小企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に

改め、同号の次に次の二号を加える。

第四条第五項中「第四号の三の二」の下に「第四号の三の二」を加える。

長上田哲君。

〔補正後君登壇 拝手〕

審査報告書

○補正後君 ただいま議題となりました中小企業倒産防止共済法案について、商工委員会における審査経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の中小企業をめぐる経済環境にかんがみ、取引先企業が倒産した場合、その影響による連鎖倒産の防止を図るため、あらかじめ積み立てた預金の額に応じ、その十倍までの貸し付けを受けられることなどを内容とする中小企業者との相互共済制度を設けようとするものであります。

昭和五十二年十一月二十五日

社会労働委員長 上田 哲

参議院議長 安井 謙殿

第七条に次の二項を加える。
7 第二条第一項の政令が制定され、又は改正されたことにより新たに特定不況業種が指定された場合において、当該新たに特定不況業種に属することとなつた事業に係る特定不況業種事業

主が当該新たに指定された日から起算して一箇月内に第五項に規定する事業規模の縮小等を行おうとするときは、同項の規定の適用については、同項後段中「(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあっては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に」とあるのは、「前に遅滞なく」とする。
附則第一項中「公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日」を昭和五十二年十一月一日に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、雇用の機会が、著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資するため、失業の予防、再就職の促進等に關し特別の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認めるが、施行期日等について修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用 本法施行に要する経費は、約四百十億円の見込みである。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、長期にわたる深刻な雇用失業情勢の下において、特定不況業種離職者等の再就職の促進及び生活の安定に万全を期するため、特定不況業種の指定に当たつては、立法の趣旨を十分に生かし、経済の実情に即応して彈力的に行うこと。

二、就職促進手当、訓練手当等の給付金の増額について、来年度予算の実施を期し、一層努力すること。

三、中小零細企業からの離職者についてもこの法

離職者を生ずることとなる事業規模の縮小等を行おうとする場合について準備する。この場合において、第三項中「労働省令で定めるところにより」とあるのは、「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合)にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)」の少なくとも一箇月前に、労働省令で定めるとするにより」と読み替えるものとする。

し、その者の申請に基づき、特定不況業種離職者求職手帳（以下「求職手帳」という。）を発給する。

一 当該離職が第七条第三項（同条第五項及び第八条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれているものであること。

前項において準用する第三項の認定の申請をなした特定不況業種事業主は、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）の規定の適用については、同法第二十一条第一項の趣旨に係る雇

第八条 特定不況業種事業主のうち、前条第一項及び第五項の事業主以外の事業主であつて、当該特定不況業種に係る事業所において事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を求めることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

措置

(職業訓練) 第九条 労働大臣は、特定不況業種離職者の再就

職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に
関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職
種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等につ
いて特別の措置を講ずるものとする。

総法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条内の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。
(特定不況業種離職者求職手帳)

一 当該離職が第七条第三項（同条第五項及び第八条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれているものであること。

二 第七条第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に係る事業主に当該離職の日まで一年以上引き続き雇用されていること。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

公共職業安定所長は、やむを得ない理由により特定不況業種事業主が再就職援助等に関する計画について第七条第三項の規定による認定を受けることができなかつたと認めたときは、当該離職の日まで一年以上引き続き当該特定不況業種事業主に雇用されており、かつ、前項第三号及び第四号に該当すると認定した特定不況業種離職者に対しても、その者の申請に基づき求職手帳を発給することができる。

五 求職手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

求職手帳は、公共職業安定所長が、当該求職手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、第十三条第一項又は第二項の給付金（事業主に対しても支給するものを除く。）の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長
は、その旨をその者に通知する。

6 第一項から前項までに定めるものほか、求
職手帳の発給の申請、発給、返納その他求職手
帳に関する必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

2 第十一条 公共職業安定所長は、求職手帳の発給
を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対し、求
職者の再就職を促進するために必要な職業指
導(以下「就職指導」という。)を行ふものとする。
6 公共職業安定所長は、手帳所持者に対し、公
共職業訓練施設の行う職業訓練を受けることそ

3 その他その者の再就職を促進するためには必要な事項を指示することができる。

手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

二 疾病又は負傷

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練の受講

四 天災その他やむを得ない理由
五 その他労働省令で定める理由
(就職促進指導官)

第十二条 就職指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給等)
第十三条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にして、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けるために期待している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を圖るための就職促進手当

二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更に要する費用に充てるための移転費

四 前各号に掲げる給付金以外の給付金について、政令で定めるもの

都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業訓練施設の行う職業訓練又は作業環境に適応させる訓練を容易にすることを容易にするための訓練手当

二 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行なうことを促進するための職場適応訓練費

三 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に対し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

第一項及び第二項の規定による給付金の支給に関し必要な基準は、労働省令で定める。

(給付金の支給を受ける権利の譲渡等の禁止)

第十四条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、地方行政の改革に関する調査

一、國の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、租税及び金融等に関する調査

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(參第一号)

一、教育、文化及び学術に関する調査

農林水産委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

通信委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十九年度国税取納金整理資金受払計算書、昭和四十九年度政府関係機関決算書

大蔵委員会

一、昭和四十九年度国有財産増減及び現在額

計算書

一、國家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

ロッキード問題に関する調査

○議長(安井謙君) 本件は、各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

○議長(安井謙君) この際、一言ごあいさつを申上げます。
今国会は、重要な諸案件が議題となり、終始熱心な審議が行われました。
ここに、本日をもって会期を終了いたしますが、現下の諸情勢は多事多端でございます。各位におかれましては、ますます御自愛の上、一層の御活躍を祈つてやみません。

これにて散会いたします。

午後十一時五十七分散会

出席者は左のとおり。

昭和五十二年十一月二十五日 参議院会議録第十二号 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

会期終了に当たり議長のあいさつ

議員
太田淳夫君
馬場矢原秀男君
加瀬富君
副議長
安井謙君
議長
寺下岩蔵君
林青井政美君
小林國司君
志村愛子君
志村古賀雷四郎君
志村梶木又三君
志村長田裕二君
志村大石武一君
志村郡祐一君
志村熊谷太三郎君
志村増田盛君
志村河本嘉久藏君
志村大島友治君
志村三善信二君
志村増岡康治君
志村高橋重貞君
志村丸茂正英君
志村片山斎藤十朗君
志村源田実君
志村鍋島直紹君
志村塚田十一郎君
志村木村陸男君
志村金井元彦君
志村土屋義彦君
志村中村楨二君
志村中山太郎君
志村世耕政隆君

議員
太田淳夫君
馬場矢原秀男君
加瀬富君
副議長
安井謙君
議長
寺下岩蔵君
林青井政美君
小林國司君
志村愛子君
志村古賀雷四郎君
志村梶木又三君
志村長田裕二君
志村大石武一君
志村郡祐一君
志村熊谷太三郎君
志村増田盛君
志村河本嘉久藏君
志村大島友治君
志村三善信二君
志村増岡康治君
志村高橋重貞君
志村丸茂正英君
志村片山斎藤十朗君
志村源田実君
志村鍋島直紹君
志村塚田十一郎君
志村木村陸男君
志村金井元彦君
志村土屋義彦君
志村中村楨二君
志村中山太郎君
志村世耕政隆君

議員
太田淳夫君
馬場矢原秀男君
加瀬富君
副議長
安井謙君
議長
寺下岩蔵君
林青井政美君
小林國司君
志村愛子君
志村古賀雷四郎君
志村梶木又三君
志村長田裕二君
志村大石武一君
志村郡祐一君
志村熊谷太三郎君
志村増田盛君
志村河本嘉久藏君
志村大島友治君
志村三善信二君
志村増岡康治君
志村高橋重貞君
志村丸茂正英君
志村片山斎藤十朗君
志村源田実君
志村鍋島直紹君
志村塚田十一郎君
志村木村陸男君
志村金井元彦君
志村土屋義彦君
志村中村楨二君
志村中山太郎君
志村世耕政隆君

内閣委員	塙出 啓典君	和泉 照雄君
辞任	丸谷 金保君	補欠
官報(号外)	小巻 敏雄君	明君
田代由紀男君	森下 昭司君	久保 亘君
藤井 裕久君	野田 哲君	小野 明君
有田 一寿君	福島 茂夫君	大木 正吾君
野末 陳平君	村沢 牧君	降矢 敬義君
野呂田芳成君	藤川 一秋君	杏脱タケ子君
高杉 錠忠君	戸塚 幸一君	福間 知之君
勝又 武一君	夏目 忠雄君	青木 薦次君
福岡日出麿君	矢田部 理君	対馬 孝且君
秦野 章君	志苦 裕君	小笠原貞子君
広田 幸一君	戸塚 進也君	大塚 喬君
案納 勝君	永野 嚴雄君	寺田 熊雄君
片山 勝市君	目黒今朝次郎君	宮之原貞光君
中山 太郎君	浜本 万三君	立木 洋君
久次米健太郎君	上田 哲君	久保 亘君
河田 賢治君	山崎 昇君	小野 明君
戸叶 渡辺	鷲山威一郎君	栗原 俊夫君
竹田 四郎君	山内 一郎君	阿具根 登君
秋山 長造君	松本 英一君	野口 忠夫君
上田 耕一郎君	和田 静夫君	市川 正一君
鷲山威一郎君	楠木 儀作君	下田 京子君
山崎 昇君	内藤蒼三郎君	宮本 顯治君
和田 静夫君	松本 英一君	予算委員
楠 正俊君	和田耕一郎君	辞任
西ヶ久保重光君	鷲山威一郎君	和泉 照雄君
安永 英雄君	川村 清一君	太田 淳夫君
佐藤 三吾君	玉置 和郎君	下村 泰君
坂倉 藤吉君	通商産業大臣	市川 房枝君
下田 京子君	外務大臣	太田 淳夫君
佐藤 昭夫君	農林大臣	中野 明君
大森 咲君	鉢木 善幸君	内田 善利君
安武 洋子君	田中 龍夫君	三善 信二君
安恒 良一君	石田 博英君	内藤 功君
山中 郁子君	吉田忠三郎君	吉田 正雄君
内藤 功君	佐藤 達郎君	の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議長の報告事項	同日議長において、次のとおり常任委員	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決することを議決した旨衆議院に通知した。
の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件
科学技術振興対策特別委員会	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任	公害対策及び環境保全特別委員会	日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案
要原 俊夫君	補欠	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
久保 亘君	同日本議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。	活動火山の爆発降灰等による災害対策等の充実強化に関する決議
同日本国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	同日本議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。	同日本議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

官報 (号外)

		核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件	
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。		日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律		同日内閣総理大臣から議長宛、国土土計画・調整局長福島一君(十一月十九日議長承認)を第八十	
三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。		去る二十二日議長において、次のとおり當任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員		内閣委員	
辞任		補欠	
片山 正英君		増岡 康治君	
小野 明君		久保 亘君	
太田 淳夫君		黒柳 明君	
山中 郁子君		洋君	
井上 計君		立木 郁子君	
地方行政委員		農林水産委員	
辞任		辞任	
片山 正英君		長谷川 信君	
小野 明君		福島 茂夫君	
太田 淳夫君		福島 茂夫君	
山中 郁子君		長谷川 信君	
井上 計君		福島 茂夫君	
運輸委員		補欠	
田代富士男君		宮本 顯治君	
桑名 義治君		下田 京子君	
辞任		辞任	
向井 長年君		藤田 正明君	
補欠		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
井上 計君		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
辞任		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
林 寛子君		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
補欠		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
片山 正英君		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
黒柳 明君		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
太田 淳夫君		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
桑名 義治君		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
田代富士男君		國会法第四十二(二項但書の規定によるもの)	
建設委員		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
科学技術振興対策特別委員		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
辞任		同日議長から次の報告書が提出された。	
補欠		日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件	
辞任		同日委員長から次の報告書が提出された。	
補欠		航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案可決報告書	
辞任		所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とエジプト社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書	
補欠		砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案可決報告書	
辞任		外務委員会請願審査報告書(第一号)	
補欠		同日議員から次の質問主意書が提出された。	
辞任		在サンタクルス(ボリビア)日本国領事事務所の領事館昇格等に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)	
補欠		同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	
辞任		日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認	
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。		は、同院においてこれを承認することを議決した。	

を求めるの件

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

地方行政委員
井上 長年君
向井 長年君
計君

法務委員
井上 計君
向井 長年君
計君

官文教委員
山内 一郎君
山本 富雄君
三善 信二君
和泉 照雄君
塩出 啓典君

農林水産委員会
理事 青井 政美君 (青井政美君の補欠)
事務官 長谷川 信君
農林水産委員
辞任

山本 富雄君
山内 一郎君
立木 洋君
山中 郁子君

三善 信二君 青井 政美君

商工委員

辞任

青井 吉夫君

岩崎 純三君

岩崎 純三君

井上 吉夫君

井上 吉夫君

運輸委員

辞任

市川 房枝君

内閣委員

辞任

下村 泰君

決算委員

辞任

衡藤征士郎君

法律委員

辞任

長谷川 信君

法律案

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

市川 房枝君

法務委員会に付託

同日議長において、次のとおり選任した理事は次のとおりである。

外務委員

辞任

和泉 照雄君

農林水産委員会に付託

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

農林水産委員会

辞任

山内 一郎君 (山内 一郎君の補欠)

農林水産委員会に付託

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

時措置法案

辞任

農林水産委員会に付託

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

社会労働委員会に付託

辞任

農林水産委員会に付託

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法案

辞任

農林水産委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

農林水産委員

辞任

立木 洋君

内閣委員

辞任

山中 郁子君

補欠

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案 (中村重光君外九名提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

中小企業倒産防止共済法案可決報告書

原稿料の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

法律案

した。

官 報 (号 外)

法務委員			
辞任	林 寛子君	中村 啓一君	桑名 義治君
	補欠		田代富士男君
国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの	(国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの)	決算委員	桑名 義治君
外務委員		坂元 親男君	田代富士男君
辞任	堀江 正夫君	藤田 正明君	桑名 義治君
	補欠	坂元 親男君	田代富士男君
大蔵委員		立木 洋君	桑名 義治君
辞任	山中 郁子君	原田 立君	田代富士男君
	補欠	和泉 照雄君	桑名 義治君
文教委員		立木 洋君	田代富士男君
辞任	藤川 一秋君	立木 洋君	桑名 義治君
	補欠	和泉 照雄君	田代富士男君
社会労働委員		立木 洋君	桑名 義治君
辞任	衛藤征士郎君	立木 洋君	田代富士男君
	補欠	和泉 照雄君	桑名 義治君
決算委員会		立木 洋君	田代富士男君
理事 大森 昭君	(案納勝君の補欠)	立木 洋君	桑名 義治君
災害対策特別委員会		立木 洋君	田代富士男君
理事 和泉 照雄君	(和泉照雄君の補欠)	立木 洋君	桑名 義治君
科学技術振興対策特別委員会		立木 洋君	田代富士男君
理事 小巻 敏雄君	(小巻敏雄君の補欠)	立木 洋君	桑名 義治君
運輸委員		立木 洋君	田代富士男君
辞任	福島 茂夫君	立木 洋君	桑名 義治君
	補欠	和泉 照雄君	田代富士男君
長谷川 信君		和泉 照雄君	桑名 義治君
補欠		和泉 照雄君	田代富士男君
本日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ			
建設委員			
辞任	林 寛子君	中村 啓一君	桑名 義治君
	補欠	田代富士男君	田代富士男君
本日次の衆議院提出案を衆議院に回付した。			
特定不況業種離職者臨時措置法案			
本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。			
所得に対する租税に関する二重課税の回避のた			
めの日本国とチニッコスロヴァキア社会主義共			
和国との間の条約の締結について承認を求める			
の件			
本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決			
した旨衆議院に通知した。			
航空機強取等防止対策を強化するための関係法			
律の一部を改正する法律案			
砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の			
規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについ			
ての臨時特例に関する法律案			
原材料の供給事情の変化に即応して行われる水			
産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付け			
に関する臨時措置に関する法律案			
本日委員長から次の報告書が提出された。			
特定不況業種離職者臨時措置法案修正議決報告書			
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法			
律案(第八十回国会閣法第一〇号)可決報告書			
内閣委員会請願審査報告書(第一号)			
商工委員会請願審査報告書(第一号)			
沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査			
報告書(第一号)			
災害対策特別委員会請願審査報告書(第一号)			
公害対策及び環境保全特別委員会請願審査報告			
書(第一号)			
交通安全対策特別委員会請願審査報告書(第一			
号)			
物価等対策特別委員会請願審査報告書(第一号)			
検察及び裁判の運営等に関する調査報告書			
社会保障制度等に関する調査報告書			
労働問題に関する調査報告書			
運輸事情等に関する調査報告書			
本日委員長から次の案件について継続審査の要求			
書が提出された。			
文教委員会			
一、女子教育職員の出産に際しての補助教育			

<p>職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(參第一号)</p> <p>決算委員会</p> <p>一、昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十九年度政府関係機関決算書</p> <p>一、昭和四十九年度国有財産増減及び現在額総計算書</p> <p>一、昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書</p> <p>本日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。</p> <p>内閣委員会</p> <p>一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査</p> <p>一、国の防衛に関する調査</p> <p>地方行政委員会</p> <p>一、地方行政の改革に関する調査</p> <p>外務委員会</p> <p>一、国際情勢等に関する調査</p> <p>大蔵委員会</p> <p>一、租税及び金融等に関する調査</p>	<p>文教委員会</p> <p>一、教育、文化及び学術に関する調査</p> <p>農林水産委員会</p> <p>一、農林水産政策に関する調査</p> <p>商工委員会</p> <p>一、産業貿易及び経済計画等に関する調査</p> <p>通信委員会</p> <p>一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査</p> <p>建設委員会</p> <p>一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査</p> <p>予算委員会</p> <p>一、予算の執行状況に関する調査</p> <p>決算委員会</p> <p>一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査</p> <p>沖縄及び北方問題に関する特別委員会</p> <p>一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査</p> <p>災害対策特別委員会</p> <p>一、災害対策樹立に関する調査</p>	<p>交通安全対策特別委員会</p> <p>一、交通安全対策樹立に関する調査</p> <p>物価等対策特別委員会</p> <p>一、当面の物価等対策樹立に関する調査</p> <p>公職選舉法改正に関する特別委員会</p> <p>一、公職選舉法改正に関する調査</p> <p>科学技術振興対策特別委員会</p> <p>一、科学技術振興対策樹立に関する調査</p> <p>ロッキード問題に関する調査特別委員会</p> <p>一、ロッキード問題に関する調査</p> <p>本日議員から次の質問主意書が提出された。</p> <p>国際特許分類に関する質問主意書(立木洋君提出)</p> <p>中小企業信用保証協会への国の助成強化に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)</p> <p>「天野博物館」(在ペルー国リマ市)の助成等に関する質問主意書(市川正一君提出)</p> <p>沖縄県の社会教育・文化施設等の整備に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)</p> <p>福田内閣による成田空港の強行開港に係る諸問題に関する質問主意書(秦豊君提出)</p> <p>金大中事件の政治決着に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)</p> <p>信濃川河川敷問題に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)</p> <p>本日内閣から、参議院議員森下昭司君提出名古屋本敦君提出)</p>
--	---	--

空港及び自衛隊小牧基地内の個人所有地に関する質問については、現地調査をする必要があり、これに日時を要するため、十二月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

本日議院において採択した「日中平和友好条約の早期締結に関する請願」外三百八十三件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とチニッコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律

砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付け

空港及び自衛隊小牧基地内の個人所有地に関する質問については、現地調査をする必要があり、これに日時を要するため、十二月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

本日議院において採択した「日中平和友好条約の早期締結に関する請願」外三百八十三件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とチニッコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律

砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付け

に関する臨時措置に関する法律

中小企業倒産防止共済法

商工委員会

- 一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

通信委員会

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに

公害対策及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会

電波に関する調査

建設委員会

建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

予算の執行状況に関する調査

決算委員会

予算の執行状況に関する調査

公職選挙法改正に関する調査

外務委員会

地方行政の改革に関する調査

二、國の防衛に関する調査

地方行政委員会

二、國の防衛に関する調査

外務委員会

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会

交通安全対策特別委員会

電波に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する特別措置法案（内閣提出、第八十回国会開法第三〇号）

本日衆議院議長から、同院は開会中次のとおり委員会が審査を継続することを認決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

- 一、行政機構並びにその運営に関する件
- 二、恩給及び法制一般に関する件
- 三、国の防衛に関する件
- 四、公務員の制度及び給与に関する件
- 五、栄典に関する件

第八十回国会衆法第七六号)
出、第八十回国会衆法第一二二号)

- 三、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三三号)
- 四、銀行法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第四三三号)
- 五、土地増価税法案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一七号)

第八十回国会衆法第一七号)
一、母子家庭の母等である労働婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆法第四七号)

- 一、母子家庭の母等である労働婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆法第四七号)
- 二、原子爆弾被爆者等援護法案(大原享君外六名提出、衆法第一号)
- 三、厚生関係の基本施策に関する件
- 四、労働関係の基本施策に関する件
- 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

第八十回国会衆法第一号)
一、農林水産業の振興に関する件
二、農林水産物に関する件
三、農林水産業団体に関する件
四、農林水産金融に関する件
五、農林漁業災害補償制度に関する件

- 一、小売商業調整特別措置法の一部を改正す

法務委員会

- 一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会衆法第七六号)
- 二、犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一二二号)
- 三、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三三号)
- 四、銀行法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第四三三号)
- 五、土地増価税法案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一七号)

第八十回国会衆法第一七号)
一、母子家庭の母等である労働婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆法第四七号)

- 一、母子家庭の母等である労働婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆法第四七号)
- 二、原子爆弾被爆者等援護法案(大原享君外六名提出、衆法第一号)
- 三、厚生関係の基本施策に関する件
- 四、労働関係の基本施策に関する件
- 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

五号)

五、学術研究及び宗教に関する件
六、国際文化交流に関する件

七、文化財保護に関する件

社会労働委員会

- 一、母子家庭の母等である労働婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆法第四七号)
- 二、原子爆弾被爆者等援護法案(大原享君外六名提出、衆法第一号)
- 三、厚生関係の基本施策に関する件
- 四、労働関係の基本施策に関する件
- 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

第八十回国会衆法第一号)
一、農林水産業の振興に関する件
二、農林水産物に関する件
三、農林水産業団体に関する件
四、農林水産金融に関する件
五、農林漁業災害補償制度に関する件

- 一、小売商業調整特別措置法の一部を改正す

- 一、人口急増地域対策等特別措置法案(小川新一郎君外一名提出、第八十回国会衆法第一二二号)
- 二、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第三三号)
- 三、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第四四号)
- 四、地方自治に関する件
- 五、地方財政に関する件
- 六、警察に関する件
- 七、消防に関する件

- 一、有価証券取引税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一四四号)
- 二、法人税法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一二二号)
- 三、衆法第一四四号)
- 四、体育に関する件

- 一、文教行政の基本施策に関する件
- 二、学校教育に関する件
- 三、社会教育に関する件
- 四、農林水産委員会
- 五、農林水産業災害補償制度に関する件
- 六、商工委員会
- 七、小売商業調整特別措置法の一部を改正す

- る法律案(中村重光君外九名提出、衆法第六号)
- 二、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(橋口隆君外五名提出、衆法第七号)
- 三、通商産業の基本施策に関する件
- 四、中小企業に関する件
- 五、資源エネルギーに関する件
- 六、特許及び工業技術に関する件
- 七、経済の計画及び総合調整に関する件
- 八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 九、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 運輸委員会
- 一、地方陸上交通事業維持整備法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第一四号)
- 二、中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第一五号)
- 三、交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第一六号)
- 四、中小民営交通事業金融公庫法案(久保三郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第一七号)
- 五、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出第八号)
- 六、陸運に関する件
- 七、海運に関する件
- 八、航空に関する件
- 九、日本国有鉄道の経営に関する件
- 一〇、港湾に関する件

郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第六号)

郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二七号)

五、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出第八号)

四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第四八号)

五、建設行政の基本施策に関する件

六、都市計画に関する件

七、河川に関する件

八、道路に関する件

九、住宅に関する件

一〇、建築に関する件

一一、国土行政の基本施策に関する件

一二、議長よりの諸問題項

一三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

一四、予算の実施状況に関する件

一五、昭和五十年度一般会計歳入歳出決算

一六、昭和五十年度特別会計歳入歳出決算

一七、昭和五十年度国税収納金整理資金受払計算書

一八、昭和五十年度政府関係機関決算書

一九、昭和五十年度国有財産増減及び現在額總計書

二〇、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二一、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二二、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二三、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二四、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二五、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二六、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二七、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

八号)

三、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、

四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第三三号)

五、建設行政の基本施策に関する件

六、都市計画に関する件

七、河川に関する件

八、道路に関する件

九、住宅に関する件

一〇、建築に関する件

一一、国土行政の基本施策に関する件

一二、議長よりの諸問題項

一三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

一四、予算の実施状況に関する件

一五、昭和五十年度一般会計歳入歳出決算

一六、昭和五十年度特別会計歳入歳出決算

一七、昭和五十年度国税収納金整理資金受払計算書

一八、昭和五十年度政府関係機関決算書

一九、昭和五十年度国有財産増減及び現在額總計書

二〇、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二一、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二二、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二三、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二四、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二五、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二六、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二七、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

四、歳入歳出の実況に関する件

五、国有財産の増減及び現況に関する件

六、政府関係機関の経理に関する件

七、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

八、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付しましたは貸付の会計に関する件

九、國または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付しましたは貸付の会計に関する件

一〇、建築に関する件

一一、国土行政の基本施策に関する件

一二、議長よりの諸問題項

一三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

一四、予算の実施状況に関する件

一五、昭和五十年度一般会計歳入歳出決算

一六、昭和五十年度特別会計歳入歳出決算

一七、昭和五十年度国税収納金整理資金受払計算書

一八、昭和五十年度政府関係機関決算書

一九、昭和五十年度国有財産増減及び現在額總計書

二〇、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二一、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二二、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二三、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二四、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二五、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二六、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二七、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二八、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

二九、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

三〇、昭和五十年度国有財産賃貸付状況總計書

る法律案(中村重光君外九名提出、衆法第六号)

二、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(橋口隆君外五名提出、衆法第七号)

三、通商産業の基本施策に関する件

四、中小企業に関する件

五、資源エネルギーに関する件

六、特許及び工業技術に関する件

七、経済の計画及び総合調整に関する件

八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

九、鉱業と一般公益との調整等に関する件

一〇、港湾に関する件

一一、海上保安に関する件

一二、航空に関する件

一三、気象に関する件

一四、観光に関する件

一五、道路に関する件

一六、河川に関する件

一七、河川に関する件

一八、道路に関する件

一九、住宅に関する件

二〇、建築に関する件

二一、国土行政の基本施策に関する件

二二、議長よりの諸問題項

二三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

二四、予算の実施状況に関する件

二五、昭和五十年度一般会計歳入歳出決算

二六、昭和五十年度特別会計歳入歳出決算

二七、昭和五十年度国税収納金整理資金受払計算書

郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二七号)

五、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出第八号)

四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第三三号)

三、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、

二、通商産業の基本施策に関する件

一、建設行政の基本施策に関する件

二、都市計画に関する件

三、河川に関する件

四、道路に関する件

五、河川に関する件

六、道路に関する件

七、河川に関する件

八、河川に関する件

九、河川に関する件

一〇、河川に関する件

一一、河川に関する件

一二、河川に関する件

一三、河川に関する件

一四、河川に関する件

一五、河川に関する件

一六、河川に関する件

一七、河川に関する件

一八、河川に関する件

一九、河川に関する件

二〇、河川に関する件

二一、河川に関する件

郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二七号)

五、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出第八号)

四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第三三号)

三、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、

二、通商産業の基本施策に関する件

一、建設行政の基本施策に関する件

二、都市計画に関する件

三、河川に関する件

四、道路に関する件

五、河川に関する件

六、道路に関する件

七、河川に関する件

八、河川に関する件

九、河川に関する件

一〇、河川に関する件

一一、河川に関する件

一二、河川に関する件

一三、河川に関する件

一四、河川に関する件

一五、河川に関する件

一六、河川に関する件

一七、河川に関する件

一八、河川に関する件

一九、河川に関する件

二〇、河川に関する件

二一、河川に関する件

郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二七号)

五、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出第八号)

四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第三三号)

三、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、

二、通商産業の基本施策に関する件

一、建設行政の基本施策に関する件

二、都市計画に関する件

三、河川に関する件

四、道路に関する件

五、河川に関する件

六、道路に関する件

七、河川に関する件

八、河川に関する件

九、河川に関する件

一〇、河川に関する件

一一、河川に関する件

一二、河川に関する件

一三、河川に関する件

一四、河川に関する件

一五、河川に関する件

一六、河川に関する件

一七、河川に関する件

一八、河川に関する件

一九、河川に関する件

二〇、河川に関する件

二一、河川に関する件

郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二七号)

五、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出第八号)

四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第三三号)

三、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、

二、通商産業の基本施策に関する件

一、建設行政の基本施策に関する件

二、都市計画に関する件

三、河川に関する件

四、道路に関する件

五、河川に関する件

六、道路に関する件

七、河川に関する件

八、河川に関する件

九、河川に関する件

一〇、河川に関する件

一一、河川に関する件

一二、河川に関する件

一三、河川に関する件

一四、河川に関する件

一五、河川に関する件

一六、河川に関する件

一七、河川に関する件

一八、河川に関する件

一九、河川に関する件

二〇、河川に関する件

二一、河川に関する件

郎君外三十八名提出、第八十回国会衆法第二七号)

五、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出第八号)

四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第三三号)

三、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、

二、通商産業の基本施策に関する件

一、建設行政の基本施策に関する件

二、都市計画に関する件

三、河川に関する件

四、道路に関する件

五、河川に関する件

六、道路に関する件

七、河川に関する件

八、河川に関する件

九、河川に関する件

一〇、河川に関する件

一一、河川に関する件

一二、河川に関する件

一三、河川に関する件

一四、河川に関する件

公害対策並びに環境保全特別委員会

一、環境影響事前評価による開発事業の規制

に関する法律案(土井たか子君外四名提出、第八十回国会衆法第三四号)

二、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(古寺宏君外二名提出、第八十回国会衆法第三九号)

三、公害対策並びに環境保全に関する件 物価問題等に関する特別委員会

一、物価問題等に関する件 交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する件

一、今年度中にも、特許協力条約(以下条約といふ)の効果が確実視され、我が国としてこの条約などのように対処するかが目下緊急な課題となりつつあるといわれる。しかし、これまでの国会審議を踏まえて先日公表された工業所有権審議会中間報告(以下中間報告といふ)をみると、我が国の外交政策におけるこの条約の位置づけ、またこの条約における発展途上国問題へ対応の課題、世界知的所有権機構等国際諸機関の活動に対応する体制の構成状況について懸念されるところがある。

この懸念に基づき、以下の諸点について質問する。

(1) 一九六六年に開催されたパリ同盟執行委員会以来のこの条約の設立の経過を、主要会議(総会、調整委員会、専門家委員会)を追って年表で示し、その会議内容(概要)およびアメリカ、イギリス、西ドイツおよび我が国の発言内容をそれぞれ示されたい。

また、この条約が発効しても、いわゆるパリ同盟条約に基づく外国への出願のルートは残されるといわれるが、パリ同盟条約に基づく優先権主張を伴う我が国から外国への出願件数を、外国一ヶ国へ優先権を主張した件数

六ヶ国、七ヶ国以上へ優先権を主張した件数、以下二ヶ国、三ヶ国、四ヶ国、五ヶ国、

六ヶ国、七ヶ国以上へ優先権を主張した件数にわけて、過去五ヶ年の推移で示されたい。

また、この七通りの場合について、出願に際して要する経費を事項別に内訳で示すと共に、特許協力条約に基づく出願に際して要する経費を事項別に内訳で示し、比較されたい。

更に、我が国がこの条約に加盟した際、この条約に基づく出願件数は、年あたりどの位と予想しているか。その推定根拠は何か。分担金はどの位か。その算出方式はどうか。また、アメリカ、イギリス、西ドイツにおけるこの条約に基づく出願件数の予想および各国の分担金を比較されたい。

(2) 國際特許分類、出願公開制度、審査請求制度の諸制度はもともとヨーロッパにおいて生まれ、その後、国際特許分類に関するストラスブール協定、特許協力条約の形で国際制度になったといわれる。一方、ECプロック化の一環としての欧州特許協力条約は、特許協力条約の発効を前にして、最近発効したといわれる。また、アメリカは、国際特許分類に関するストラスブール協定、特許協力条約を批准しながらこれらの制度を自国内の制度として採用していないともいわれる。これらの諸制度が諸外国、特にアメリカ、イギリス、西ドイツ、ソ連においてどのように採用されており、またその背景について示すと共に、我が国の外交、国内政策においてこの特許協力条約をどのように位置づけているのか政府の見解を示されたい。

(3) 発展途上国への援助問題が国連等において

重要な問題として論議されているが、第七十

七回国会において、田中議員の質問に対し

政府は「我が国は……開発途上国の要望に……積極的に応じていく」旨答弁されてい

る。しかるに中間報告では、我が国に対する

发展途上国の要望が強いといわれる国際予備審査機関への立候補については留保する旨結

論づけられている。どのような理由でそうしたのか。また政府の見解はどうか。

(4) 右中間報告に関する項目五について「特許

① 右(3)の国際予備審査機関に関するアメリカ、イギリス、西ドイツ、ソ連などのよう

に対応しようとしているのか。また留保している国にあつては、何故留保しようとしているのか政府の見解を示されたい。

② 右中間報告における、第二外国语による国際出願の場合の所定の翻訳文の取扱い、改正の趣旨における項目五について「特許

庁における翻訳文と原語の国際出願との照合を第三者の協力により行うことが適当である」と解説されている。これは、現行特許法第五十五条の異議申立て制度を利用するものと考えてよいか。

③ 同第七その他六回に、「出願人の過度の負担とならないよう既に低い水準で設定されている」旨報告されているが、この「既に低い水準」の設定基準、経験等はどのように

になつてゐるか。

(b) 同第七その他六回に、「出願人の過度の負担とならないよう既に低い水準で設定されている」と解説されているが、この「既に低い水準」の設定基準、経験等はどのように

び在外派遣体制に関する質問主意書

工业所有権制度の国際化に伴う準備状況及

び在外派遣体制に関する質問主意書

参議院議長 安井 謙蔵

戸叶 武

(1) 同第七七その他七にいう国際出願に関する手続の代理について、受理官庁および国際調査機関に対する手続の代理については、「(a) 我が国の現行制度、(b) 条約の作成における従来の経緯、(c) 各国の動向、(d) 国際事務局の考え方等の総合的判断」(以下「判断」という)を要する旨報告されているが、右のようになつてゐるのか。

(2) 右(1)に次いで、指定官庁としての特許庁に対する手続の代理については、「現行制度に準するのが適当である」旨報告されてゐるが、この点の検討はどのようになつてゐるか。

二 工業所有権制度の国際化は、第七十五回国会における物質特許、多項制に関する法律改正、第七十七回国会における国際特許分類に関するストラスブルール協定の批准、また現在進められている特許協力条約批准の準備、商標登録条約、ブカレスト条約、発展途上国問題への対処等にみられる如く日ざましいものがある。

それに応じ我が国が迫られる国際的対応体制整備は急務であり、第七十七回国会審議においてこの点につき強く要請されているところであつた。

しかるに現在、特許庁から海外に派遣されている職員は世界知的所有権機構(以下「W I P O」という)へ二名、日本貿易振興会へ二名程度

であるので、海外の情報を収集し適切に対処していくうちに、情報不足からくる混乱がしばしば指摘されているところでもあつて、現状は工業所有権制度の国際的対応体制としては極めて不十分な感があるといふばかりない。

かかる懸念に基づき、以下の点について質問する。

(1) 特許協力条約(以下条約という)の批准等、工業所有権制度の国際化への体制を準備する

うえに不可欠の前提として、第七十七回国会参議院外務委員会において、「工業所有権制度の国際化に対応し得るよう専門の職員を内外に確保すること。特にヨーロッパ国際機関日本政府代表部の人員の確保を早急に行なうこと」が要請され、これに対し外務大臣は「特

許制度の国際化に対応する体制を整えますます」旨答弁されている。この点に關する

十分に協議をし、努力をいたす所存ございまます」旨答弁されている。この点に關する

(1) 主要会議については、次の表のとおりである。

年	会議名	会議の概要等
一九六六年	パリ同盟執行委員会	内閣総理大臣 福田赳氏 参議院議長 安井謙殿 参議院議員戸叶武君提出工業所有権制度の国際化に伴う準備状況及び在外派遣体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
一九六七年	専門家委員会	アメリカの提案に基づき、国際知的所有権保護事務局に対し、早急に条約草案を作成すべき旨の勧告を採択
一九六八年	総会 パリ同盟執行委員会	事務局の条約草案について審議 条約作成作業計画及びそのために必要な予算を承認
一九六九年	専門家委員会 パリ同盟執行委員会	これまでの作業経過及び後の作業計画を承認 事務局の条約草案に基づいて国際公開の言語、ミニマムドキュメントーションの範用等が決定された。各國とも原則として草案に賛成する旨発言した。
一九七〇年	ワシントン外交会議	これまでの作業計画を承認 条約及び規則の最終草案を満場一致で採決

のようになつてゐるか。

(2) W I P Oの状況について

(1) 現在、加盟国の分担金納入について、上位十ヶ国とその金額はいか程であるか。また、その額はどのように決められているか、その算定根拠を示されたい。

右質問する。

ことと関連して、W I P O以外の国連機関への職員の派遣についての対応策はどのようなものか。

優先権主張を伴う我が国から外国への出願については、次の表のとおりである(表中は件数)。

出願件数 我が國への出 願年(昭和)	四十七年				
	四十八年	四十九年	五十一年	五十年	五一年
一	二、一八三	二、四〇八	二、六〇三	三、四三三	五十一年から五十二年にかけて優先権主張がなされる場合に、現時点では不明である。
二	一、五三三	一、六六六	二、六二五	二、〇一七	
三	一、三一八	一、五五一	一、三八八	一、五八八	
四	一、四四八	一、二八八	一、一四五	一、三五六	
五	一、一一二	一、九九九	一、八八四	一、九〇六	
六	一、六七二	八二七	五六〇	五五九	
七以上	一、四七四	一、四九八	一、三四七	一、二八九	

出願に要する経費は、各事項ごとに各国で同一でなく、また、願書のページ数、内容等により、国際手数料も一定しないため比較できない。条約に基づく出願件数については、近年における我が国から外國へ対してなされた出願件数等にかんがみ、昭和五十三年度においては、同年十月から翌五十四年三月の半年で千五百件程度と予想している。アメリカ、イギリス、西ドイツについては、我が国からの問い合わせに対し、アメリカが、当初四千五百件程度と回答している外は回答は得られず、我が国において、これらの国について予想することは、現在のところ困難である。

一九六八年のパリ同盟執行委員会において、主要署名国が特許協力条約の発効に必要な経費を分担することとされ、その額については当該署名国においてなされた出願件数等が全署名国のそれらに占める割合等に基づいて定められた。この結果等に基づき、仮に、来年十月に我が国が加盟した場合、我が国との特許協力条約に対する来年の支出額は三十二万四千九百九十三スイスフランとされており、一九七八年におけるアメリカ、イギリス及び西ドイツの支出額はそれぞれ三十一万三千百九十五スイスフラン、十六万九千一千スイスフラン及び二十三万五千五百五スイスフランである。

(2) ストラスブール協定には、本年八月一日現在、二十四か国が加盟し、各國とも技術の交流を促進するため、共通の特許分類を使用している。このうち、西ドイツは、国際特許分類のみを使用し、アメリカ及びイギリスは、自国特許分類と併用している。また、ソヴィエト連邦は、詳細は不明であるが、同國の発行する公報に国際特許分類を付与している。

出願公開制度及び審査請求制度については、審査要処理期間の短縮及び未処理案件の累増を防

止するため、既に東西ドイツ及びオランダにおいて採用されている。

特許協力条約への加盟は、技術の国際交流の促進、発展途上国に対する特許制度の分野での援助等国際協力の拡充に資するとともに、我が国からの外国出願を容易化して外国における特許権の確立を促し、もつて技術立国及び貿易立国としての我が国の発展に資するものと考える。

(3) 工業所有権審議会制度改正部会中間報告(以下「中間報告」という。)は、国際予備審査について規定する条約第二章につき特許庁の事務負担、国際的動向等を考慮した場合、当面留保することもやむを得ないと考える、としているが、その後、発展途上国への審査協力という観点から条約第二章の重要性が世界的にクローズアップされてきたことから、現在、工業所有権審議会において再検討が行われている。

(4)(1) 条約第二章についてアメリカは留保しており、イギリス、西ドイツは留保していない。ソヴィエト連邦については、現時点では批准書を寄託していないので、どう対応するか不明である。

現在アメリカが留保している理由は、国内の審査システムと国際予備審査システムとの相違等のためといわれている。なお、最近では、アメリカは第二章留保の解除を検討していると伝えられている。

(4)(2) 中間報告の当該箇所の意味するところは御趣旨のとおりである。

(4)(3) 出願審査の請求料は、当初、特許庁の收支見通し、審査のコスト、諸外国の例等を総合的に勘案し、一件につき八千円と定められたが、その後の物価変動等を勘案し昭和五十年から一件につき一万六千円に引き上げられたものである。

(4)(4) 中間報告が取りまとめられた後、主要国と世界知的所有権機関に対し調査を行っているところである。

(4)(5) 中間報告で示されている結論を踏まえて、更に所要の検討を続けているところである。

二について

年 度(昭和)	四 十 九	五	十	五 十 一
予 算	二千八百万円	三千六百万円	三千七百万円	

特許庁職員の在外研修実施については、従来から各種政府留学制度等の活用により、積極的に推進しているところであるが、今後とも各種制度の一層の活用につき検討してまいりたい。

(2) 関係省庁間で現在協議中である。

各國は、その属する同盟等に対する分担金の支払を通じて間接的に世界知的所有権機関の経費を負担しているが、現在、同盟等に対し各國が支払うこととなつてゐる一九七七年における分担金総額は、次のとおりである。

国名	比率(%)	国名	比率(%)
アルジェリア	○・五七	イスラエル	○・五七
西ドイツ	三・四五	イタリア	二・三〇
アルゼンティン	○・五七	日本	○・五七
オーストリア	一・一五	レバノン	○・五七
オーストリア	一・一五	ニカラグア	○・五七
ベルギー	○・五七	ナイジエリア	○・五七
ブルガル	○・五七	パキスタン	○・五七
カナダ	○・五七	オランダ	○・五七
チリ	○・五七	ボルトガル	○・五七
象牙海岸	○・五七	東ドイツ	○・五七

各國が支払う分担金の算出方式は、例えばパリ同盟については、パリ条約において定められた当該国が属する等級の単位数が同盟加盟国の単位数の総数に占める割合により定められる。

(3) 本年六月三十日現在における職員の比率は、次の表のとおりである。

デンマーク	一・五七	イギリス	一〇・三四
エジプト	一・一五	セネガル	〇・五七
スペイン	一・一五	スリランカ	一・一五
アメリカ	三・四五	スウェーデン	〇・五七
フランス	二七・七〇	スイス	二七・〇一
ギリシャ	〇・五七	テュニジア	一・一五
ハンガリー	〇・五七	ソヴィエト連邦	一・七二
インド	一・一五	ウルグアイ	〇・五七
イラン	一・一五	アイルランド	一・一五
アイルランド	一・一五	ヴェトナム	〇・五七
ユーロースラヴィア	一・一五	ユーゴースラヴィア	〇・五七

(4) 我が國から派遣される正規職員数に増加があるか否かについては、現時点では不明である。諸般の情勢を踏まえ、その必要性について検討したい。

第九号中正譲	正
ペシ段行誤	正
一から終わり設置法法	設置法
上田哲委員	上田哲委員

昭和五十一年十一月二十五日 参議院会議録第十二号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価一部一一〇円

発行所

大藏省印刷局
東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
電話 東京五八二四四二一(大代)一〇七

二五四